

発委第5号

令和6年12月12日

四万十町議会議長 味元 和義 様

提出者 四万十町議会議会改革調査特別委員会

委員長 中 屋 康



四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第3項の規定により提出します。

四万十町条例第 号

四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例

四万十町議会委員会条例（平成18年四万十町条例第192号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「6人」を「8人」に改め、同条第2号及び第3号中「5人」を「8人」に改める。

第8条第2項中「少なくとも一」を「2つ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例施行の日以後初めて開催される本会議の日から適用する。

【新旧対照表】

四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。 （1）総務常任委員会 <u>8人</u> ア～コ（略） （2）教育民生常任委員会 <u>8人</u> ア～オ（略） （3）産業建設常任委員会 <u>8人</u> ア～カ（略） （4）（略） （委員の選任） 第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。た	（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。 （1）総務常任委員会 <u>6人</u> ア～コ（略） （2）教育民生常任委員会 <u>5人</u> ア～オ（略） （3）産業建設常任委員会 <u>5人</u> ア～カ（略） （4）（略） （委員の選任） 第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただ

